磐田市

磐田駅北口多目的広場

運用マニュアル

令和7年10月改訂



利用を希望される方は、必ずお読みください。

1. 磐田駅多目的広場とは

この広場は、市民の集いと憩いの場所及び賑わいを創出する場の提供をコンセプトとしています。イベントやマルシェ、キッチンカーなど、多くの方々に気軽に利用していただくことで、日常的な賑わい創出を目指しています。

広場の基本情報

名 称:磐田駅北口多目的広場

場 所:磐田駅北口前(磐田市中泉598)

面 積:約900㎡

利用時間:7時~21時(準備・撤去等の時間含む)

※特に、早朝、夜間は近隣住民への音害等を考慮して

ください。



2.広場の図面



- 〇搬入搬出については、西側の車止めがあるところから お願いします。
 - ※普通自動車であれば車止めを下ろさず搬入搬出ができます。 トラック等大きな車で来る際は、鍵を経済観光課窓口から 借りて車止めをおろしてください。
- 〇ウッドデッキに、絶対に車を乗り上げないでください。
- 〇広場内は許可車両のみ駐停車できます。
 - ※歩行者の通行の妨げにならないように駐停車お願いします。
- 〇損傷等があった場合、その修復費用は利用者負担となります。

3.広場でできること



飲食イベント ^へ マルシェ など

物販

フリーマーケット クラフト 朝市 など



できること

飲食

キッチンカー テント販売



その他

パフォーマンス 展示 企業活動のPR活動 吹奏楽や音楽の発表



4.広場でできないこと

【①広場の目的に反すること】

磐田駅周辺の賑わいに寄与すると認められない行為

【②許可なく利用すること】

広場全部又は一部を独占して 利用の際、必ず許可を 得てください。

【③危険な行為をすること】

キャッチボールなどの 球技、スケートボード 又はこれらに類する 危険な行為 舗装やウッドデッキ<mark>を</mark>

破損させるおそれ<mark>が</mark>

ある行為

【④他人に迷惑を 及ぼす行為】

大音量又は長時間 音楽イベント キャッチセールス等

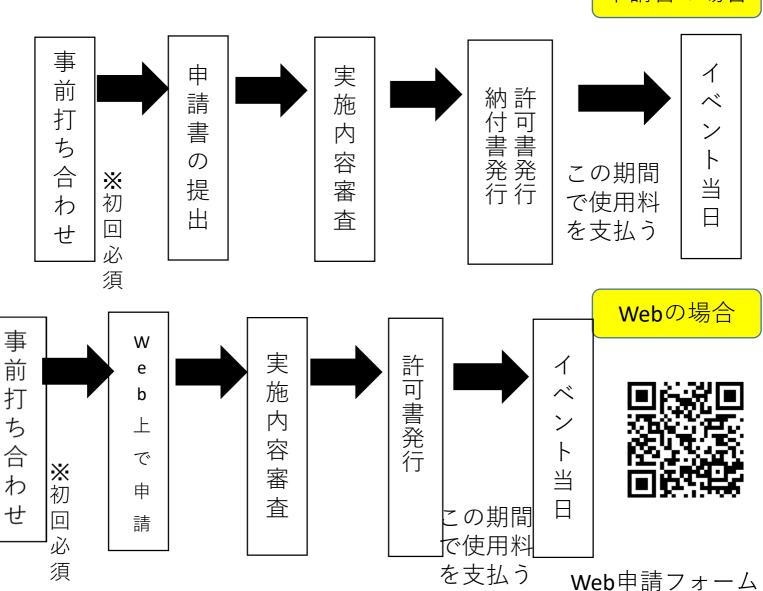
NG行為

【⑤暴力団関係者が利用すること】

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」)若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下これらを「暴力団関係者」という。)又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体による利用。磐田市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団の利益になる活動

5.利用までの流れ

申請書の場合

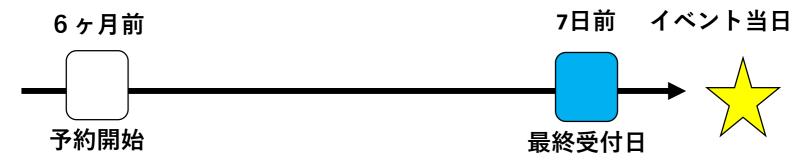


- ○申請書の提出は、窓口提出・郵送のいずれでも構いません。
 - ※申請者欄は自筆又は押印をお願いいたします。
- ○Web申請の場合、支払い方法はクレジット決済のみ
- ○初めて広場を利用する場合及びイベントを実施する場合、 事前打ち合わせをお願いします。
 - また、申請者の本人確認書類(免許証等)を確認します。

6.申請書類について

- ◎以下の書類を提出ください。(必須)
 - 1) **磐田駅北口多目的広場使用許可申請書** ※署名の場合、押印不要
 - 2) 企画書等事業内容の詳細が分かる書類
 - ※催事名、イベント内容、店舗数(配置図添付)、 タイムスケジュール、電源設備等
 - 3) 営業許可証の写し(新規のみ)
- ◎必要に応じて、以下の書類を提出してください。
 - ※署名の場合、押印不要
 - I)磐田駅北口多目的広場使用料減額・免除申請書
 - ※料金の減免に該当する場合のみ
 - Ⅱ)磐田駅北口多目的広場使用変更申請書
 - ※使用許可申請書提出後に変更が必要な事由が発生 した場合のみ

◎申請書の提出期間について ※使用許可変更申請も含む



7.使用料等について

使用料等は、**イベント当日までに納付**をして下さい。

◎使用料

区分	単位	金額
広場	1時間	360円
物品の販売その他 これらに類する行為 (1区画)	1 🗖	500円

※イベント内で、複数出店する場合は広場の金額を適用します。 1区画とは、移動販売車及びテントによる1出店分になり ます。

◎電気コンセント代

電気コンセント	1 🗆	110円
---------	-----	------

※計8口まで使用できます。(10月中旬~2月14日までは6口) ※利用料金が減免された際でも電気コンセント代は徴収となり ます。

8.使用許可内容の変更及び取消し

◎変更

使用許可を受けた内容を変更しようとするときは、使用する日前7日までに変更申請書に使用許可書を添えて提出してください。

◎取消し

使用許可の取消しを願い出ようとするときは、使用許可取消願に使用許可書を添えて提出してください。

使用日の7日前までに届け出があり、相当の理由があると認めるときのみ、納付済みの使用料を還付します。

◎使用料等の還付

原則として、一度納付した使用料は、還付しません。 ただし、以下に該当する場合のみ、還付することができます。

- ①災害その他不可効力により、使用することができないとき。
- ②**使用者の責めによらない事由**により、使用しなかったときで 市長が相当の理由があると認めるとき。
- ③使用者が使用日の7日前までに使用の許可の取消しを願い出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。

使用料還付申請書に使用許可書及び使用料を納付したことを証 する書類を提出してください



◎使用者の責めによらない事由とは

悪天候のため、広場を使用できない場合を想定しています。 「雨天(強風)のため、使用機材が使用できない」「雨天 のため、販売商品が濡れてしまう」など実施できない理由 を説明していただきます。

病気を含む自己都合の事由によるキャンセルは認めていま せん。

使用日前までに経済観光課(**0538-37-4819**)までご相談くだ さい。

9.料金の減免について

磐田市が公益上特に必要があると認める事業又は、特別の 理由があると認める事業は、使用料が減免となる場合があ ります。

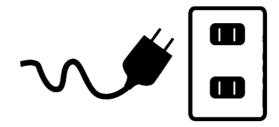
使用料の減免を受けようとする場合は、使用料減額・免除申請書を提出してください。

10.設備・備品の使い方について

◎電源の使用について

- 分電盤には鍵がかかっています。 使用される際は、経済観光課(土日祝に利用する場合は直前 の平日17:15までに)まで鍵を取りにきてください。
- ・申請いただいた口数以上の使用及びタコ足配線は禁止 しています。鍵は翌開庁日に返却してください。
- ・貸出用以外の分電盤は使用しないでください。(2P参照)





◎ポールの開閉について

- ・ポールを下げたい場合は、経済観光課(土日祝に利用する 場合は直前の平日17:15までに)まで鍵を取りにきてくだ さい。
- ・ポールを下げた場合、イベント終了時、必ず原状復帰 してください。 JJJJ

◎水道の使用について

・多目的広場内に、水道設備はありますが、使用しないで ください。

11.お願い 以下の注意事項を遵守してください。

- ①歩行者の動線を著しく妨げないでください。
- ②利用中の会場設営・会場撤去の際の安全管理は、利用者で責任を持って行ってください。**設置物の転倒防止・風の対策**を行ってください。
- ③会場警備や来場者の整理、避難誘導は、利用者の責任で行ってください。
- ④利用者が施設・設備・第三者等に損害を与えた場合、また利用に伴う人身事故及び物品などの盗難・破損などの利用者の責任において発生したすべての事故について、その責任は利用者が負うものとし、その損害額の全てを賠償していただきます。
- ⑤駅北口多目的広場は公共交通機関利用者も多く、時間を問わず歩行者が 行き交うほか、住宅や店舗が多くあります。周囲へ配慮してください。
- ⑥<u>早朝、夜間、長時間の音出しは、近隣住民や歩行者に迷惑となります。BGM等の音量の制限、時間の短縮を行ってください。</u> 苦情が寄せられた時は、イベントの中止を要請する場合があります。その場合、使用料は返金は行いません。
- ⑦飲食物を提供する場合、周囲に影響を及ぼすような臭気が発生しないように 注意してください。
- ⑧照明や投光器等、光を発する設備等を設置する場合は、光を広場の外に 向けて投射しないでください。
- ⑨**ウッドデッキへの車の乗り入れは、禁止**しています。 また、プランターを移動しての広場の利用はご遠慮ください。
- ⑩ペグや杭打ちは行わないでください。

11.お願い 以下の注意事項を遵守してください。

- ①キッチンカー以外の**火器の使用は禁止**です。
- ②出店する車両以外の駐停車は、原則禁止しています。 乗り入れが必要な場合は、申請書に駐車台数を記載してください。 駐車許可書を発行するため、イベント当日は券を外から見える形で 置いてください。
- ③安全確保が不十分な場合、ルールを順守できない場合は、強制的に中止していただくことがあります。その場合、使用料の返金や保障は行いません。
- ⑭使用後は、ただちに持ち込み機材を撤去し、**21時までに撤収を完了**してください。
- ⑤利用後は、<u>広場及び周辺を含めて清掃</u>を行ってください。利用当日に発生したゴミは、持ち帰ってください。使用したエリアの路面等の汚れについては、使用者の責任において清掃をしてください。特に飲食を伴う場合は、使用者だけでなく、イベント参加者の食べこぼし等による汚れについても使用者の責任において清掃してください。
- 16広場利用後は利用前の状態に戻してください。破損等は、原則利用者負担で 修復となります。